

ごみ出し困難世帯に対するごみの収集について

市では、高齢者または障がい等の理由により、ごみの持ち出しが困難な世帯には、玄関先まで直接収集に伺う「ふれあい収集」を行っています。

(対象)

◇市内に住所があり、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な、次のいずれかに該当する人などで構成されている世帯

●65歳以上で要介護2以上の認定を受け、介護サービスを受けている人

●身体障がい者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級・2級の障がい者で、ホームヘルプサービスを受けている人

●療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAの知的障がい者で、ホームヘルプサービスを受けている人

●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級の精神障がい者で、ホームヘルプサービスを受けている人

●上記以外で、市長が特に必要と認める人

※同居者やホームヘルパーなどが対応できる世帯、親族や近隣の人の協力が得られる世帯などは除きます。

(収集ごみ)

◇もえるごみ(週1回)

◇資源ごみ(月1回)

(収集方法)

◇本業務の委託先であるシルバー人材センターの職員が訪問し、玄関先から収集

※ごみシールの貼り付け、推奨ごみ袋の使用など、ごみの出し方のルールは、通常通りです。

(資源ごみはシールの貼付は不要)

(費用)

◇無料

(その他)

◇利用者の安否確認を兼ね、「ごみなしカード」を配布しています。

※「ごみなしカード(『本日のごみはありません。』と記載)」とは、利用者が収集日にごみを出さない場合に、

同カードを掲げておくことによって、収集作業員が利用者の安否を確認するためのものです。

☆「ふれあい収集」をご希望の方は、環境衛生課へお問い合わせください。



ツイーター      Facebookに登録して、友達の「いいね」

「ツイート」や「いいね！」ボタンの説明は「ソーシャルプラグインについて」をご覧ください。